

議案第10号

西脇市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月26日

西脇市長 片山象三

(理由)

介護保険事業計画の見直しに伴い令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の保険料率を改正するとともに、介護保険法施行規則等の改正に伴い所要の改正を行う必要があるため。

西脇市介護保険条例の一部を改正する条例

西脇市介護保険条例（平成17年西脇市条例第 108号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改正後	改正前
	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第 412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>39,000円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>58,500円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>58,500円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>70,200円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>78,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>93,600円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第 226号）第 292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第35条の2第1項、第35条第3第1項、第35条の2第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>101,400円</u></p> <p>ア 合計所得金額が <u>210万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>117,000円</u></p> <p>ア 合計所得金額が <u>320万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>132,600円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>140,400円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(11) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>156,000円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第 412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>37,200円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>55,800円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>55,800円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>66,900円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>74,400円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>89,200円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第 226号）第 292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>96,700円</u></p> <p>ア 合計所得金額が <u>200万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>111,600円</u></p> <p>ア 合計所得金額が <u>300万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>126,400円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>133,900円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(11) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>148,800円</u></p>

<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>23,400円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>23,400円</u>」とあるのは、「<u>39,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>23,400円</u>」とあるのは、「<u>54,600円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 1～11 (略) (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における保険料の減免)</p> <p>12 (1) 新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) である感染症をいう。次号において同じ。) により、その属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者</p> <p>(2) (略)</p> <p>13・14 (略)</p> <p>15 (令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例) 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法 (昭和40年法律第33号) 第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第2条第1項 (第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア及び第10号アに係る部分に限る。) の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法 (昭和40年法律第33号) 第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額 (当該額が零を下回る場合には、零とする。) によるものとし、租税特別措置法」とする。</p> <p>16 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。</p> <p>17 第15項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,300円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>22,300円</u>」とあるのは、「<u>37,200円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>22,300円</u>」とあるのは、「<u>52,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 1～11 (略) (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における保険料の減免)</p> <p>12 (1) 新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) である感染症をいう。次号において同じ。) により、その属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者</p> <p>(2) (略)</p> <p>13・14 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	---

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第12項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の西脇市介護保険条例第2条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。